# 第76回
# 定時株主総会
# 招集ご通知

**日 時** 平成25年8月23日（金曜日）午前10時
（受付開始　午前9時）

**場 所** ホテルメトロポリタン　3階 富士の間
会場についての詳細は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。

**決議事項**

| | |
|---|---|
| **第１号議案** | 取締役７名選任の件 |
| **第２号議案** | 補欠監査役１名選任の件 |
| **第３号議案** | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| **第４号議案** | 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

**目 次**


ごあいさつ …… 1
第76回定時株主総会招集ご通知 … 2
議決権行使のご案内 …… 3
事業報告 …… 5
連結計算書類等 …… 22
監査報告書 …… 37
株主総会参考書類 …… 41
ご参考 …… 61



TAKARA 宝印刷株式会社
証券コード：7921

# ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申しあげます。

当社は、1952年に創業して以来、お客様のディスクロージャー関連書類の作成準備から電子データおよび印刷物の制作まで、ディスクロージャーとIRの専門会社として、数多くのお客様の信頼をいただいています。

現在、当社の事業環境は、株式市場の活況やIPO（新規上場）社数の増加など回復の兆しも見られますが、本格的な回復には至らず、依然として厳しい状況下にあります。

しかしながら、当社の強みは、何といっても創業以来ディスクロージャーのパイオニアとして培ってきた経験やノウハウといえます。

この土台に立ったサービスをもって、お客様に感動していただける会社となるよう、役職員一丸となって努めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長　堆（あくつ）　誠一郎（せいいちろう）

## 〈社　　訓〉

**私たちは、ディスクロージャーのパイオニアとして、**
**お得意様に感動していただける最善のサービスを提供し、**
**社業の発展に努め、情報化社会に貢献します。**

お知らせ

株主の皆様に当社の事業内容をさらにご理解いただきたく、本定時株主総会招集ご通知に記載の主な専門的な用語の解説集を、ご参考として巻末（61頁～63頁）に掲載しておりますので是非ご覧ください。

株主各位

(証券コード 7921)
平成25年８月１日

東京都豊島区高田三丁目28番８号
**宝印刷株式会社**
代表取締役社長　堆 誠一郎

# 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（41頁～60頁）をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（３頁～４頁）をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により平成25年８月22日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

**1. 日 時**　平成25年８月23日（金曜日）午前10時

**2. 場 所**　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン ３階 富士の間
(末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。)

**3. 目的事項**

**報告事項**
（1）第76期（平成24年６月１日から平成25年５月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第76期（平成24年６月１日から平成25年５月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　取締役７名選任の件
**第２号議案**　補欠監査役１名選任の件
**第３号議案**　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
**第４号議案**　当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

---

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
● 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.takara-print.co.jp/) に掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時：平成25年８月23日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
場　所：ホテルメトロポリタン ３階　富士の間（会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください。）

**株主総会に当日ご出席いただけない方は、**
**郵送またはインターネットでご行使ください。**※携帯電話からの行使も可能です。

## 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

## インターネットで議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、下記の行使期限までに賛否をご入力ください。

**インターネットでサイトへアクセス　http://www.web54.net**

◎バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

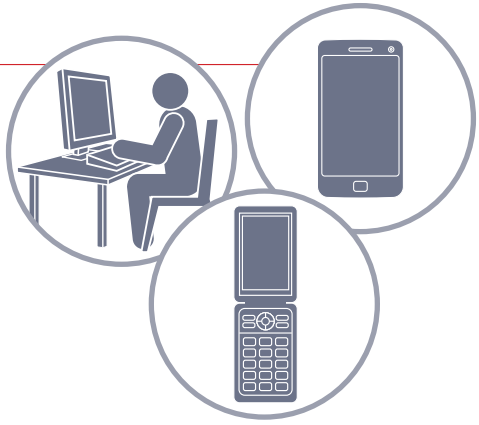

**議決権行使期限**　平成25年８月22日(木曜日）午後６時まで

## インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

**1** インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。
（議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますのでご注意ください。なお、招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙右片のパスワード欄を“＊＊＊＊＊＊＊＊”で表示しております。メールアドレスご登録時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。）
携帯電話を用いる場合は、①ｉモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイのサービスが利用可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種でご利用できます。なお、ご利用に際しては、上記のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL（http://www.web54.net）を直接入力してアクセスしてください。

※ｉモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

**2** インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成25年8月22日（木曜日）午後6時までに行使されるようお願いいたします。

**3** インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

**4** インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

**5** 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

## 株主総会招集ご通知の受領方法について

■ 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続きいただきますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。（携帯電話ではお手続きいただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。）

## インターネットによる議決権行使でご不明な場合

■ インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル **0120（652）031**（9：00～21：00）

■ その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
電話 **0120（782）031**（土日休日を除く　9：00～17：00）

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

■ 株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

〔添付書類〕

# 事 業 報 告 （平成24年６月１日から平成25年５月31日まで）

## 1．企業集団の現況に関する事項

### （1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、復興需要に支えられ緩やかな回復をみせたものの、欧州債務危機や中国の景気減速等の影響から、円高・デフレが継続しておりましたが、昨年末の政権交代以後、経済政策への期待感から円安・株高が進行しました。しかし実体経済への影響は依然不透明な状況にあります。

ディスクロージャー関連事業の分野におきましては、株式市場の活況を受けIPO（新規上場）社数の増加もみられるなど、回復の兆しが表れつつあります。

このような状況のもと、当社グループはこれまで培ってきたディスクロージャー関連サービスに対する豊富なノウハウを活かし、企業と株主との信頼関係を築くSR（シェアホルダー・リレーションズ）提案に加え、機関投資家やアナリストと企業をつなぐ情報開示サービス等のIR（インベスター・リレーションズ）関連に重点をおくとともに、XBRLの適用範囲が拡大される次世代EDINETへの対応、アジア市場を見据えた多様な言語に対応する翻訳支援体制の構築、企業成長支援等の各種コンサルティングなど、今後の成長戦略上重要と目される事業に注力してまいりました。

また、社内においては、コスト削減の一環として業務効率化を目的としたシステム開発、生産体制の再構築・整備にも取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、前年同期比311百万円（2.8％）増加し11,426百万円となりました。利益面につきましても、売上増加等の影響により、営業利益は、前年同期比194百万円（33.7％）増加し772百万円、経常利益は、前年同期比187百万円（29.2％）増加し829百万円、当期純利益は、前年同期比211百万円（84.6％）増加し460百万円といずれも増益となりました。

売上高を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

#### 金融商品取引法関連製品

法定開示書類作成支援ツールX-Smart.Basicの導入顧客数が増加したものの、上場会社数の減少、競争激化の影響で四半期報告書や有価証券報告書の売上が減少したことにより、売上高は前年同期比157百万円（3.6％）減少し、4,172百万円となりました。

| 主 な 製 品 |
| --- |
| 有価証券報告書、四半期報告書、<br>有価証券届出書、目論見書、<br>上場申請のための関係書類、他 |

## 会社法関連製品

株主総会招集通知の早期発送により、売上が前倒しになったため、売上高は前年同期比53百万円（1.8%）増加し、3,018百万円となりました。

**主な製品**

株主総会招集通知、決議通知、
配当金関係書類、他

## IR関連製品

CSR報告書やアニュアル・レポートの受注が増加したことにより、売上高は前年同期比121百万円（4.1%）増加し、3,083百万円となりました。

**主な製品**

株主通信（事業報告書）、
ディスクロージャー誌、アニュアル・レポート、
CSR報告書、会社案内、他

## その他製品

主に株主優待に関する印刷物や原稿作成コンサルティングの受注が増加したことなどにより、売上高は前年同期比293百万円（34.1%）増加し、1,152百万円となりました。

**主な製品**

株主優待、コンサルティング、法定公告、
一般印刷物、他

### 製品区分別売上高構成比

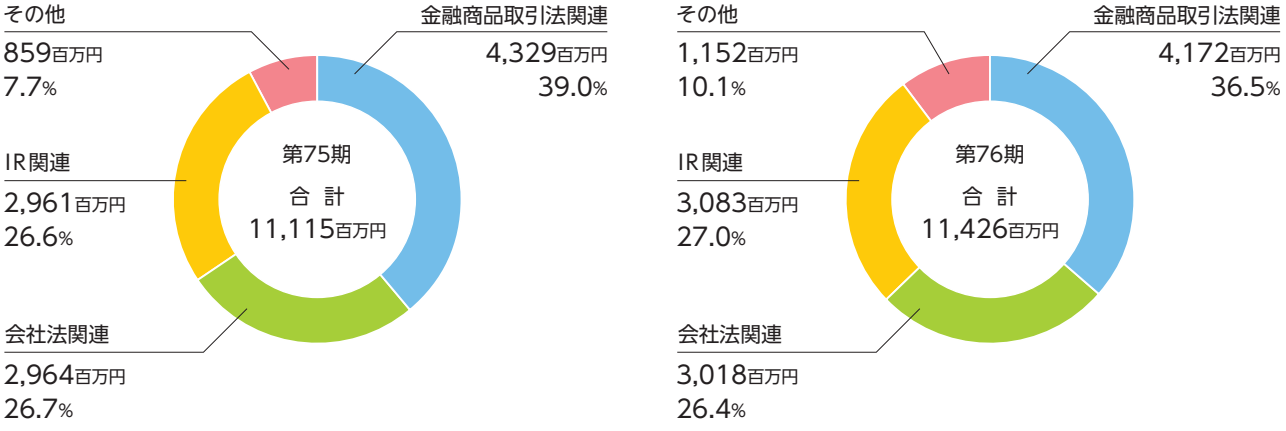

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は582百万円であり、その内訳は、有形固定資産211百万円、無形固定資産371百万円であります。主なものは、現行の電子開示制度EDINETから次世代EDINETへの移行に関連するシステム開発によるものであります。現在、次世代EDINETへ移行するためシステム開発および保守に集中的に取組んでおり、現システムの開発・改良等と並行しているため設備投資額が増加しております。また、作業効率の改善と品質向上を目的として印刷設備の入替を行いました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

## （3）資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## （4）対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、従来のわが国経済・資本市場の成長とともに、制度開示の変化を中心としたディスクロージャー関連事業の拡大の流れが停滞し、ここ数年は、国内株式市場の低迷、企業の統廃合やIPOの低迷による上場会社数の減少、顧客の低価格志向による競争激化、世界的な省資源への取組みやIT化の進展に伴う開示資料の紙媒体から電子媒体へのシフトなど外部環境の変化が見られます。

他方、制度開示中心から任意開示も含めた企業の開示姿勢の拡大傾向、IFRS（国際財務報告基準）、XBRLの適用範囲が拡大される次世代EDINETなど会計基準や表示方法の国際化への対応、拡大著しいアジア諸国市場への対応などの変化も見られます。

当社グループは、この大きな変化が予想されるディスクロージャーとIRサービスの分野において、蓄積したディスクロージャー関連サービスのノウハウやIT技術を駆使し、お客様の企業価値の向上とディスクロージャー制度の発展に寄与するため、以下の課題に取組んでまいります。

① お客様のニーズを的確に捉え、法律および関連する諸制度の改正に関するコンサルティングや効率的で使いやすい法定開示書類作成支援ツールの提供、また、機関投資家やアナリストと企業をつなぐ情報開示サービスe-AURORA　XIRCLEの提供など、ディスクロージャーとIRをトータルサポートするサービスの強化を図り、営業体制を強化する。

② XBRLの適用範囲が拡大される次世代EDINETやIFRSへの対応を万全にするため、お客様への情報提供、従業員教育の徹底、ならびに関連するシステムの開発やインフラの整備等をさらに進め、ディスクロージャー事業の深化と拡大に向けての取組みを強化する。

③ お客様にとっての「ディスクロージャー＆IRサービスのオンリーワン企業」を目指すとともに、当社グループにおいても、業務の効率化を進めコスト削減を図り、株主等のステーク・ホルダーに対する当社グループの信頼の確立と業績の向上を図る。

④ 当社事業の信頼の基本となる機密情報管理体制をさらに強化するため、コンプライアンス遵守の徹底と一層の情報セキュリティの強化を図る。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

## (5) 財産および損益の状況

| 区　分 | 第73期<br>(平成21年6月 1日から<br>平成22年5月31日まで) | 第74期<br>(平成22年6月 1日から<br>平成23年5月31日まで) | 第75期<br>(平成23年6月 1日から<br>平成24年5月31日まで) | 第76期（当連結会計年度）<br>(平成24年6月 1日から<br>平成25年5月31日まで) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 12,033,170 | 11,306,710 | 11,115,133 | 11,426,432 |
| 経常利益（千円） | 1,222,704 | 775,868 | 641,876 | 829,608 |
| 当期純利益（千円） | 723,019 | 333,136 | 249,562 | 460,760 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 58.38 | 27.16 | 21.40 | 39.51 |
| 総資産（千円） | — | 13,915,958 | 14,109,619 | 15,386,936 |
| 純資産（千円） | — | 11,780,827 | 11,727,440 | 12,392,242 |
| 1株当たり純資産額（円） | — | 1,006.98 | 1,002.04 | 1,048.11 |

(注) 第73期は株式会社フィナンシャルメディアが連結対象から除外されるまでの業績を含めて表示しており、総資産、純資産、1株当たり純資産額については連結貸借対照表を作成していないため表示しておりません。

■ 売上高

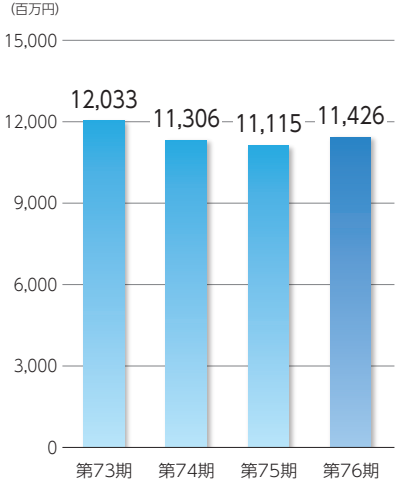


■ 経常利益

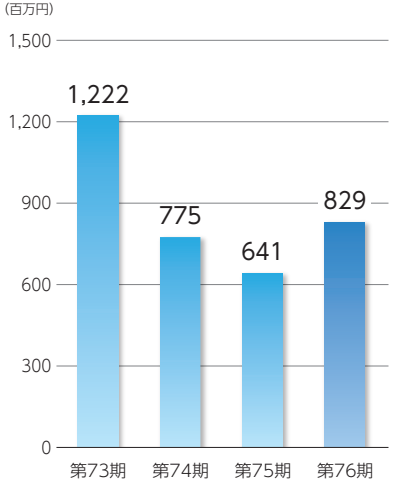


■ 当期純利益

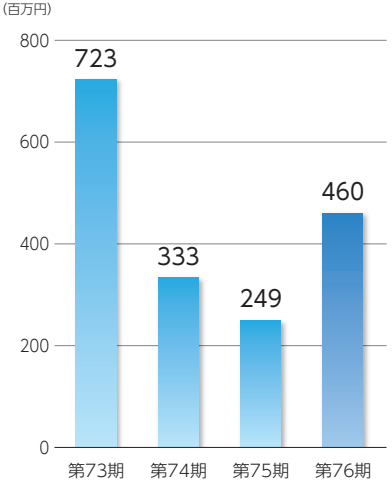


## (6) 主要な事業内容

ディスクロージャーおよびIR関連書類の印刷ならびにそれらに付帯する各種ツールの企画・制作、コンサルティングおよびその他のサービス等の提供

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 資　本　金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社タスク | 千円<br>35,000 | %<br>58.57 | IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等 |
| 株式会社スリー・シー・コンサルティング | 50,000 | 50.91 | ソフトウェアの販売および保守 |

(注) 前連結会計年度において、関連会社であった株式会社スリー・シー・コンサルティングは、平成25年５月２日に自己株式を取得しました。これに伴い当社の持分比率が増加したため、当連結会計年度より、連結子会社となりました。

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社の主要な事業所および工場の状況

| | |
|---|---|
| 本社および本社工場 | 東京都豊島区高田三丁目28番８号 |
| 本社別館工場 | 東京都豊島区高田三丁目23番９号 |
| 本社別館クリスタルエイトビル | 東京都豊島区高田三丁目23番10号 |
| 浮間工場 | 東京都北区浮間四丁目24番23号 |
| 大阪支店 | 大阪市中央区瓦町三丁目６番５号 |
| 大阪支店別館工場 | 大阪市中央区上町一丁目24番17号 |
| 札幌営業所 | 札幌市中央区大通西十一丁目４番 |
| 名古屋営業所 | 名古屋市中区錦一丁目20番25号 |
| 広島営業所 | 広島市中区紙屋町一丁目１番20号 |
| 福岡営業所 | 福岡市中央区天神二丁目14番２号 |

### ② 子会社の事業所

| | |
|---|---|
| 株式会社タスク | 東京都豊島区高田三丁目32番１号 |
| 株式会社スリー・シー・コンサルティング | 東京都豊島区高田三丁目14番29号 |
| ディスクロージャー・イノベーション株式会社 | 東京都豊島区高田三丁目28番８号 |
| 一般社団法人日本IPO実務検定協会 | 東京都豊島区高田三丁目28番８号 |

### (9) 使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 685名 | 3名減 | 38.9才 | 11.2年 |

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数には企業集団外からの出向者3名を含んでおります。
3. 使用人数には臨時使用人（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人員68名）は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数　37,000,000株

### (2) 発行済株式の総数　12,936,793株

### (3) 株主数　18,721名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| 株式会社野村 | 632 | 5.42 |
| 株式会社みずほ銀行 | 562 | 4.81 |
| 株式会社三井住友銀行 | 476 | 4.08 |
| 野村正道 | 380 | 3.25 |
| 宝印刷社員持株会 | 266 | 2.28 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 211 | 1.81 |
| ノーザン　トラスト　カンパニー　エイブイエフシー<br>リ　ノーザン　トラスト　ガンジー　ノン　トリーティー　クライアンツ | 200 | 1.71 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 169 | 1.45 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 168 | 1.44 |
| 日本生命保険相互会社 | 147 | 1.26 |

(注) 持株比率は自己株式（1,273,594株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地　位 | 氏　名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 堆　誠一郎 | |
| 取締役 | 嶋　田　博 | 常務執行役員営業全般担当 |
| 取締役 | 青　木　孝　次 | 常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当 |
| 取締役 | 田　村　義　則 | 常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当 |
| 取締役 | 山　元　和　浩 | 常務執行役員公開開発担当<br>株式会社タスク代表取締役社長<br>特例有限会社ケー・ツー・エム代表取締役<br>株式会社TAKARA代表取締役社長 |
| 取締役 | 津　田　晃 | 執行役員<br>日立キャピタル株式会社社外取締役<br>株式会社酉島製作所社外監査役 |
| 取締役 | 清　水　寿　二 | 株式会社日本商品清算機構社外取締役 |
| 取締役 | 髙　橋　厚　男 | 極東証券株式会社社外取締役<br>藍澤證券株式会社社外取締役 |
| 常勤監査役 | 秋　山　美樹男 | |
| 監査役 | 大　西　裕 | 丸市綜合法律事務所弁護士 |
| 監査役 | 山　上　大　介 | 山上公認会計士事務所所長<br>株式会社小田原エンジニアリング社外監査役<br>日本特殊塗料株式会社社外監査役 |

(注) 1. 取締役のうち清水寿二および髙橋厚男の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち大西　裕および山上大介の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役山上大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

| 氏　名 | 地位および担当の状況 | | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| | 異動後 | 異動前 | |
| 嶋　田　博 | 取締役常務執行役員営業全般担当 | 取締役常務執行役員営業業務部長兼ディスクロージャー＆IR営業一部長兼情報企画担当兼金融法人営業担当 | 平成25年２月１日 |
| 青　木　孝　次 | 取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当 | 取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当 | 平成24年11月１日 |
| | 取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当 | 取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当 | 平成25年２月１日 |

5. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

| 氏　名 | 地位および担当の状況 | | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| | 異動後 | 異動前 | |
| 嶋　田　　博 | 取締役 | 取締役常務執行役員営業全般担当 | 平成25年７月１日 |
| 青　木　孝　次 | 取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当 | 取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当 | 平成25年７月１日 |
| 田　村　義　則 | 取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当 | 取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当 | 平成25年７月１日 |
| 山　元　和　浩 | 取締役 | 取締役常務執行役員公開開発担当 | 平成25年７月１日 |

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

| 氏　名 | 重要な兼職の状況 | | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| | 異動後 | 異動前 | |
| 清　水　寿　二 | 株式会社日本商品清算機構<br>社外取締役<br>株式会社東京商品取引所<br>社外取締役 | 株式会社日本商品清算機構<br>社外取締役 | 平成25年６月21日 |
| 髙　橋　厚　男 | 極東証券株式会社<br>社外取締役<br>藍澤證券株式会社<br>社外取締役<br>髙木証券株式会社<br>社外監査役 | 極東証券株式会社<br>社外取締役<br>藍澤證券株式会社<br>社外取締役 | 平成25年６月27日 |

## （2）取締役および監査役の報酬等の額

| 区　分 | 支給人員 | 支　給　額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 8名 | 108,871千円 |
| （うち社外取締役） | （2名） | （9,600千円） |
| 監査役 | 3名 | 18,902千円 |
| （うち社外監査役） | （2名） | （6,000千円） |
| 合計 | 11名 | 127,774千円 |

（注）1. 上記支給額には、平成25年８月23日開催の第76回定時株主総会後に支給予定の役員賞与17,330千円（取締役15,250千円、監査役2,080千円）を含んでおります。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額6,924千円（取締役6,301千円、監査役622千円）を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区　分 | 氏　名 | 兼　職　先 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 清　水　寿　二 | 株式会社日本商品清算機構社外取締役 |
| 社外取締役 | 髙　橋　厚　男 | 極東証券株式会社社外取締役<br>藍澤證券株式会社社外取締役 |
| 社外監査役 | 大　西　　裕 | 丸市綜合法律事務所弁護士 |
| 社外監査役 | 山　上　大　介 | 山上公認会計士事務所所長<br>株式会社小田原エンジニアリング社外監査役<br>日本特殊塗料株式会社社外監査役 |

(注) 1. 取締役清水寿二氏が兼職する株式会社日本商品清算機構と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役髙橋厚男氏が兼職する極東証券株式会社と当社の間に重要な取引その他の関係はありませんが、藍澤證券株式会社と当社の間に営業上の取引があります。なお、取引金額は当期連結売上高の１％未満であり、僅少であります。
3. 監査役大西　裕氏が兼職する丸市綜合法律事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。
4. 監査役山上大介氏が兼職する株式会社小田原エンジニアリングならびに日本特殊塗料株式会社と当社の間に営業上の取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の１％未満であり、僅少であります。
山上公認会計士事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

#### ② 主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 清　水　寿　二 | 当期開催の取締役会22回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役 | 髙　橋　厚　男 | 当期開催の取締役会22回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 大　西　　裕 | 当期開催の取締役会22回全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 山　上　大　介 | 当期開催の取締役会22回全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

**① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額**　20,750千円

**② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額**　20,750千円

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステーク・ホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、金融商品取引法に対応するための計画を取りまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。

② お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー書類の印刷等を業務の根幹とする当社にあっては、インサイダー情報の管理体制の構築および社員教育の徹底は重要な経営課題であり、さらなる整備を図っております。

③ 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましては稟議制度を電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否および保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、適切な情報の保存および管理を行っております。

③ ①および②に係る事務は、当該担当執行役員が所管し、①の検証および見直しの経過、②のデータベースの運用および管理について、定期的に取締役会に報告しております。

## （3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定し、代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築しております。

② リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図ります。

③ さらに、当社は、内部監査を実施するCSR部を設置しており、CSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っております。

④ CSR部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報し、改善する体制を構築しております。

⑤ 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、緊急時の体制を整備しております。

## （4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行しております。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制をとっております。

また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたっております。

② 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入しております。経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。現任の取締役８名のうち社外取締役２名を除く６名は、執行役員を兼務しております。

なお、執行役員会は毎月１回開催しております。

③ 当社は、定例の取締役会を原則月２回開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めております。

④ 取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料につきましては事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。

⑤ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとっております。

## （5）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む10項目の行動規範を定め、それを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行しております。

② 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」を配布するなど、適切な研修体制を構築しております。また、内部通報規程のさらなる周知徹底を図るため、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）による内部通報窓口「宝リスクホットライン」を設置しております。

### (6) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月一回開催しております。
② 当社グループの業務の適正につきましては、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行っております。
③ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定しております。
④ CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社および関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進しております。
⑤ 本年５月末日現在、当社には親会社はございません。

### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）につきましては、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年５月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことを求めておりません。

### (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。

### (9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。
② ①の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりであります。

イ　当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況
ロ　当社の子会社および関連会社の監査役および内部監査部門の活動状況
ハ　当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
ニ　業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
ホ　内部通報制度の運用および通報の内容
ヘ　監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

## （10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
② 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、総務・人事担当役員、経理担当役員、CSR担当役員および各監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催いたします。
③ 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しております。
④ 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
⑤ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
⑥ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告しております。

## （11）反社会的勢力排除に向けた体制整備

① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、10項目の当社取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、この行動規範の取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除しております。
② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。
③ 取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

**当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の概要**

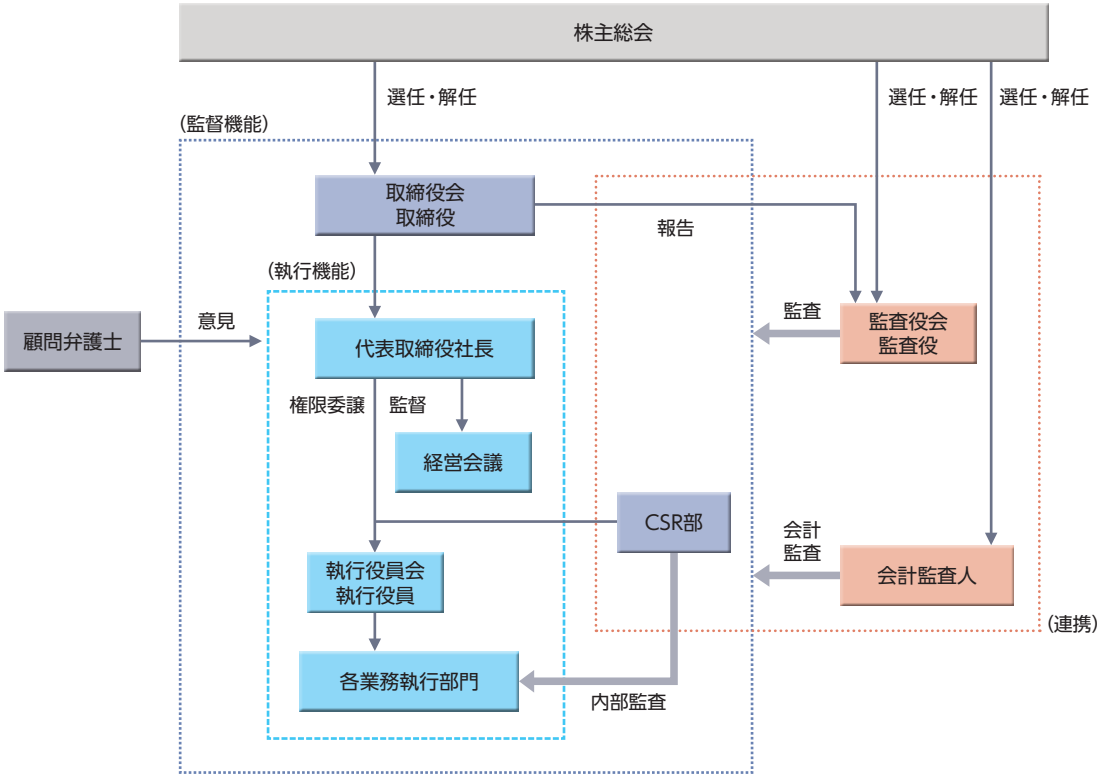


## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社取締役会は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや当社取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

## （2）取組みの具体的な内容の概要

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した昭和63年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社を取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配意した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することといたしました。

その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成19年８月23日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、平成22年８月20日開催の当社第73回定時株主総会の決議により継続しております。（以下、「本プラン」といいます。）

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

なお、本プランは、平成25年８月23日開催予定の当社第76回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することとなりますので、平成25年７月３日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、一部語句の修正・整理のうえ、本プランを継続することを決議いたしました。

その内容につきましては、株主総会参考書類第４号議案の「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」46頁から60頁までをご参照ください。

## （3）取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年５月27日　経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確

保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年６月30日　企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

② 株主意思の重視

本プランは、平成22年７月13日開催の当社取締役会において決議され、平成22年８月20日開催の当社第73回定時株主総会において承認されたことをもって導入されたものです。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、当社取締役の任期は１年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、１年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

④ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当（業績連動配当）を加味することとしております。

当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成25年７月３日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式１株につき10円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金１株につき10円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は、１株につき20円となります。

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化に活用していきたいと考えております。

自己株式の取得につきましては、将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策の遂行を可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類等

## 連結貸借対照表（平成25年５月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **8,216,717** |
| 現金及び預金 | 4,707,389 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,341,577 |
| 有価証券 | 335,301 |
| 仕掛品 | 669,439 |
| 原材料及び貯蔵品 | 28,942 |
| 繰延税金資産 | 63,414 |
| その他 | 72,757 |
| 貸倒引当金 | △2,105 |
| **固定資産** | **7,170,219** |
| **有形固定資産** | **4,500,095** |
| 建物及び構築物 | 879,060 |
| 機械装置及び運搬具 | 314,337 |
| 土地 | 3,186,649 |
| その他 | 120,047 |
| **無形固定資産** | **815,951** |
| ソフトウエア | 517,435 |
| ソフトウエア仮勘定 | 284,378 |
| その他 | 14,137 |
| **投資その他の資産** | **1,854,172** |
| 投資有価証券 | 1,611,602 |
| 繰延税金資産 | 65,856 |
| その他 | 181,352 |
| 貸倒引当金 | △4,638 |
| **資産合計** | **15,386,936** |

| 負債の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動負債** | **2,484,393** |
| 買掛金 | 730,198 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 10,476 |
| リース債務 | 93,565 |
| 未払法人税等 | 240,699 |
| 未払費用 | 971,040 |
| 役員賞与引当金 | 19,264 |
| その他 | 419,149 |
| **固定負債** | **510,301** |
| 長期借入金 | 39,730 |
| 退職給付引当金 | 379,450 |
| 役員退職慰労引当金 | 91,120 |
| **負債合計** | **2,994,694** |
| 純資産の部 | |
| **株主資本** | **11,992,968** |
| 資本金 | 2,049,318 |
| 資本剰余金 | 1,998,867 |
| 利益剰余金 | 8,967,185 |
| 自己株式 | △1,022,404 |
| **その他の包括利益累計額** | **231,307** |
| その他有価証券評価差額金 | 231,307 |
| **少数株主持分** | **167,965** |
| **純資産合計** | **12,392,242** |
| **負債純資産合計** | **15,386,936** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書（平成24年６月１日から平成25年５月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **11,426,432** |
| **売上原価** | | **6,728,320** |
| **売上総利益** | | **4,698,112** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,925,281** |
| **営業利益** | | **772,830** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,369 | |
| 受取配当金 | 16,012 | |
| 不動産賃貸料 | 14,268 | |
| 受取手数料 | 6,751 | |
| 持分法による投資利益 | 27,459 | |
| その他 | 13,615 | 79,477 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 4,342 | |
| 投資事業組合運用損 | 17,715 | |
| その他 | 641 | 22,699 |
| **経常利益** | | **829,608** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 2,860 | |
| 負ののれん発生益 | 10,770 | 13,630 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 214 | |
| 固定資産除却損 | 47,548 | |
| 投資有価証券評価損 | 2,826 | |
| 会員権売却損 | 303 | 50,892 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **792,346** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 382,231 | |
| 法人税等調整額 | △63,586 | 318,645 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **473,700** |
| 少数株主利益 | | 12,940 |
| **当期純利益** | | **460,760** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (平成24年６月１日から平成25年５月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,049,318 | 1,998,891 | 8,763,019 | △1,022,278 | 11,788,951 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | △256,594 | — | △256,594 |
| 当期純利益 | — | — | 460,760 | — | 460,760 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △203 | △203 |
| 自己株式の処分 | — | △23 | — | 77 | 53 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | △23 | 204,166 | △125 | 204,017 |
| 当期末残高 | 2,049,318 | 1,998,867 | 8,967,185 | △1,022,404 | 11,992,968 |

| | その他の包括利益累計額 | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | △101,760 | △101,760 | 40,250 | 11,727,440 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △256,594 |
| 当期純利益 | — | — | — | 460,760 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △203 |
| 自己株式の処分 | — | — | — | 53 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 333,068 | 333,068 | 127,715 | 460,784 |
| 当期変動額合計 | 333,068 | 333,068 | 127,715 | 664,801 |
| 当期末残高 | 231,307 | 231,307 | 167,965 | 12,392,242 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

**（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）**

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　2社

連結子会社の名称

株式会社タスク

株式会社スリー・シー・コンサルティング

前連結会計年度において関連会社であった株式会社スリー・シー・コンサルティングは、平成25年5月2日に自己株式を取得しました。これに伴い当社の持分比率が増加し子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

持分法を適用した関連会社はありません。

前連結会計年度において持分法適用関連会社であった株式会社スリー・シー・コンサルティングは、当連結会計年度より連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、損益につきましては持分法による投資損益に計上しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

| | |
|---|---|
| 原材料 | 移動平均法 |
| 仕掛品 | 個別法 |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 15～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 10年 |

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年６月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、平成20年５月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

**（連結貸借対照表に関する注記）**

1. 担保資産

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 4,500千円 |

担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 買掛金 | 9,527千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,709,480千円

**（連結株主資本等変動計算書に関する注記）**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 12,936,793株 | ―株 | ―株 | 12,936,793株 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,273,370株 | （注１）320株 | （注２）96株 | 1,273,594株 |

（注１）普通株式の自己株式の株式数の増加320株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
（注２）普通株式の自己株式の株式数の減少96株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成24年７月３日取締役会 | 普通株式 | 139,961 | 12.00 | 平成24年５月31日 | 平成24年８月３日 |
| 平成24年12月27日取締役会 | 普通株式 | 116,633 | 10.00 | 平成24年11月30日 | 平成25年１月28日 |

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成25年７月３日取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 116,631 | 10.00 | 平成25年５月31日 | 平成25年８月２日 |

**（退職給付に関する注記）**

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金法に基づく規約型確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度（東京印刷工業厚生年金基金　総合設立型）を採用しております。

また、連結子会社については、株式会社スリー・シー・コンサルティングは退職一時金制度を採用しておりますが、株式会社タスクは退職金制度はありません。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

| | 当連結会計年度<br>(平成24年3月31日) |
|---|---|
| ① 年金資産の額（千円） | 93,407,359 |
| ② 年金財政計算上の給付債務の額（千円） | 133,939,337 |
| ③ 差引額（千円） | △40,531,978 |

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

当連結会計年度　4.81％

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

(3) 補足説明

上記（1）③の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高（28,369,453千円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年元利均等償却です。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 当連結会計年度<br>(平成25年５月31日) |
|---|---|
| (1) 退職給付債務（千円） | △2,883,926 |
| (2) 年金資産（千円） | 2,439,338 |
| (3) 未認識数理計算上の差異（千円） | 65,137 |
| (4) 退職給付引当金（千円） | △379,450 |

（注）連結子会社の株式会社スリー・シー・コンサルティングは、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

| | 当連結会計年度<br>(自 平成24年６月 １日<br>至 平成25年５月31日) |
|---|---|
| (1) 勤務費用（千円） | 188,758 |
| (2) 利息費用（千円） | 49,667 |
| (3) 期待運用収益（千円） | △38,790 |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理額（千円） | 149,286 |
| (5) 総合設立型厚生年金基金掛金（千円） | 177,801 |
| (6) 退職給付費用（千円） | 526,723 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

当連結会計年度　2.0％

（自　平成24年６月１日　至　平成25年５月31日）

(3) 期待運用収益率

当連結会計年度　2.0％

（自　平成24年６月１日　至　平成25年５月31日）

(4) 数理計算上の差異の処理年数

５年

**（金融商品に関する注記）**

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期及び長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

有価証券は、主にマネー・マネジメント・ファンドであり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金及びリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で平成33年４月であります。すべては固定金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（(注２）参照）

| | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 4,707,389 | 4,707,389 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 2,341,577 | 2,341,577 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,478,322 | 1,478,322 | — |
| 資産計 | 8,527,288 | 8,527,288 | — |
| (1) 買掛金 | 730,198 | 730,198 | — |
| (2) １年内返済予定の長期借入金 | 10,476 | 10,476 | — |
| (3) リース債務 | 93,565 | 93,565 | — |
| (4) 未払費用 | 971,040 | 971,040 | — |
| (5) 長期借入金 | 39,730 | 39,730 | — |
| 負債計 | 1,845,010 | 1,845,010 | — |

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、並びに（4）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) １年内返済予定の長期借入金、並びに（5）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 165,362 |
| 非上場社債 | 5,000 |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 298,218 |
| 合計 | 468,581 |

非上場株式及び非上場社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

**（１株当たり情報に関する注記）**

1.　１株当たり純資産額　1,048円11銭

2.　１株当たり当期純利益　39円51銭

## 貸借対照表（平成25年５月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **7,647,741** |
| 現金及び預金 | 4,172,922 |
| 受取手形 | 39,062 |
| 電子記録債権 | 63,823 |
| 売掛金 | 2,236,218 |
| 有価証券 | 335,301 |
| 原材料 | 9,634 |
| 仕掛品 | 669,439 |
| 貯蔵品 | 19,305 |
| 繰延税金資産 | 60,640 |
| その他 | 43,498 |
| 貸倒引当金 | △2,105 |
| **固定資産** | **7,201,157** |
| **有形固定資産** | **4,491,688** |
| 建物 | 868,475 |
| 構築物 | 3,519 |
| 機械及び装置 | 314,337 |
| 車両運搬具 | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 118,706 |
| 土地 | 3,186,649 |
| **無形固定資産** | **780,057** |
| ソフトウエア | 524,994 |
| ソフトウエア仮勘定 | 241,441 |
| 電話加入権 | 11,511 |
| その他 | 2,110 |
| **投資その他の資産** | **1,929,411** |
| 投資有価証券 | 1,507,602 |
| 関係会社株式 | 201,694 |
| 長期前払費用 | 9,130 |
| 繰延税金資産 | 72,352 |
| 生命保険積立金 | 36,543 |
| 差入保証金 | 78,717 |
| その他 | 28,009 |
| 貸倒引当金 | △4,638 |
| **資産合計** | **14,848,899** |

| 負債の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動負債** | **2,274,091** |
| 買掛金 | 728,115 |
| リース債務 | 93,565 |
| 未払金 | 24,849 |
| 未払費用 | 934,809 |
| 未払法人税等 | 217,100 |
| 未払消費税等 | 57,216 |
| 預り金 | 54,486 |
| 役員賞与引当金 | 17,330 |
| その他 | 146,618 |
| **固定負債** | **436,580** |
| 退職給付引当金 | 345,460 |
| 役員退職慰労引当金 | 91,120 |
| **負債合計** | **2,710,672** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **11,906,918** |
| 資本金 | 2,049,318 |
| 資本剰余金 | 1,998,867 |
| 資本準備金 | 1,998,315 |
| その他資本剰余金 | 552 |
| 利益剰余金 | 8,881,136 |
| 利益準備金 | 174,905 |
| その他利益剰余金 | 8,706,230 |
| 別途積立金 | 8,150,000 |
| 繰越利益剰余金 | 556,230 |
| 自己株式 | △1,022,404 |
| **評価・換算差額等** | **231,307** |
| その他有価証券評価差額金 | 231,307 |
| **純資産合計** | **12,138,226** |
| **負債純資産合計** | **14,848,899** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（平成24年６月１日から平成25年５月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **11,401,622** |
| **売上原価** | | **6,790,959** |
| **売上総利益** | | **4,610,662** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,889,583** |
| **営業利益** | | **721,079** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,355 | |
| 受取配当金 | 16,012 | |
| 不動産賃貸料 | 14,268 | |
| 受取手数料 | 6,751 | |
| その他 | 13,509 | 51,897 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 4,342 | |
| 投資事業組合運用損 | 17,715 | |
| その他 | 641 | 22,699 |
| **経常利益** | | **750,277** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 2,860 | 2,860 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 214 | |
| 固定資産除却損 | 47,548 | |
| 投資有価証券評価損 | 2,826 | |
| 会員権売却損 | 303 | 50,892 |
| **税引前当期純利益** | | **702,244** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 358,152 | |
| 法人税等調整額 | △60,143 | 298,008 |
| **当期純利益** | | **404,235** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書（平成24年６月１日から平成25年５月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,049,318 | 1,998,315 | 575 | 174,905 | 8,100,000 | 458,588 | △1,022,278 | 11,759,426 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | △256,594 | — | △256,594 |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | 404,235 | — | 404,235 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | — | △203 | △203 |
| 自己株式の処分 | — | — | △23 | — | — | — | 77 | 53 |
| 別途積立金の積立 | — | — | — | — | 50,000 | △50,000 | — | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | △23 | — | 50,000 | 97,641 | △125 | 147,492 |
| 当期末残高 | 2,049,318 | 1,998,315 | 552 | 174,905 | 8,150,000 | 556,230 | △1,022,404 | 11,906,918 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △101,760 | △101,760 | 11,657,665 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | △256,594 |
| 当期純利益 | — | — | 404,235 |
| 自己株式の取得 | — | — | △203 |
| 自己株式の処分 | — | — | 53 |
| 別途積立金の積立 | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 333,068 | 333,068 | 333,068 |
| 当期変動額合計 | 333,068 | 333,068 | 480,561 |
| 当期末残高 | 231,307 | 231,307 | 12,138,226 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

| | |
|---|---|
| 原材料 | 移動平均法 |
| 仕掛品 | 個別法 |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物 | 15～50年 |
| 機械及び装置 | 10年 |

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年６月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、平成20年５月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

**（貸借対照表に関する注記）**

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金　4,500千円

担保に係る債務

買掛金　9,527千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,705,528千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権　4,934千円

金銭債務　48,301千円

**（損益計算書に関する注記）**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　3,043千円

仕入高　529,108千円

営業取引以外の取引による取引高　304,103千円

**（株主資本等変動計算書に関する注記）**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,273,370株 | （注１）320株 | （注２）96株 | 1,273,594株 |

（注１）普通株式の自己株式の株式数の増加320株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（注２）普通株式の自己株式の株式数の減少96株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

**（税効果会計に関する注記）**

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 123,122千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 32,475千円 |
| 未払事業税 | 19,841千円 |
| 投資有価証券評価損 | 71,014千円 |
| 施設利用権評価損 | 11,418千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,022千円 |
| その他 | 60,585千円 |
| 繰延税金資産小計 | 321,479千円 |
| 評価性引当額 | 57,375千円 |
| 繰延税金資産合計 | 264,104千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △131,111千円 |
| 繰延税金負債合計 | △131,111千円 |
| 繰延税金資産純額 | 132,992千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 38.01% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.54% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.44% |
| 住民税均等割 | 1.68% |
| 復興特別法人税分の税率差異 | 0.50% |
| 評価性引当額の増減 | 0.24% |
| 役員賞与引当金繰入額 | 0.94% |
| その他 | △0.01% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 42.44% |

**（関連当事者との取引に関する注記）**

子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金（千円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ディスクロージャー・イノベーション株式会社 | 東京都豊島区 | 50,000 | ネットワーク管理、文書の電子化等に係るソフトウエアの開発と販売 | （所有）直接 100.00 | ソフトウエアの開発・保守、役員の兼任 | （注2）ソフトウエアの購入 | （注1）231,208 | 未払金 | （注1）17,157 |
| | | | | | | | （注2）ソフトウエアの保守 | （注1）147,718 | 未払費用 | （注1）3,967 |

（注1）上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
（注2）ソフトウエアの購入及び保守については、ディスクロージャー・イノベーション株式会社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

**（1株当たり情報に関する注記）**

| | |
|---|---|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,040円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 34円66銭 |

**（連結配当規制適用会社に関する注記）**

当社は連結配当規制適用会社であります。

# 監 査 報 告 書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成25年７月５日

宝 印 刷 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

和 泉 監 査 法 人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　松 藤 雅 明　㊞

業務執行社員　公認会計士　飯 田 博 士　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成24年６月１日から平成25年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成25年７月５日

宝　印　刷　株　式　会　社
　　取　締　役　会　御　中

和　泉　監　査　法　人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　松　藤　雅　明　㊞

業務執行社員　公認会計士　飯　田　博　士　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成24年６月１日から平成25年５月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成24年６月１日から平成25年５月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役会全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年７月９日

宝印刷株式会社　監査役会

常勤監査役　秋山美樹男　㊞

監査役　大西　裕　㊞

監査役　山上大介　㊞

（注）監査役大西　裕及び監査役山上大介は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

**第１号議案**　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | <br>堆（あくつ）　誠一郎（せいいちろう）<br>（昭和28年12月17日生） | 昭和61年１月　当社入社<br>平成元年５月　当社社長室長<br>平成３年７月　当社総合企画部長<br>平成３年８月　当社取締役総合企画部長<br>平成８年10月　当社取締役経理部長<br>平成９年８月　当社常務取締役経理部長<br>平成９年10月　当社常務取締役管理本部長<br>平成14年８月　当社代表取締役社長（現任） | 22,972株 |
| 2 | <br>青木（あおき）　孝次（こうじ）<br>（昭和28年６月17日生） | 昭和53年４月　当社入社<br>平成５年４月　当社大阪支店長<br>平成11年９月　当社営業企画部長<br>平成12年８月　当社取締役制作部長<br>平成17年８月　当社常務取締役制作部長<br>平成18年８月　当社取締役常務執行役員営業企画部長<br>平成20年８月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当<br>平成22年３月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼IFRS室担当兼XBRL推進室担当<br>平成22年７月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼IFRS室担当兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当<br>平成23年２月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当<br>平成24年11月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当<br>平成25年２月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当<br>平成25年７月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当（現任） | 28,277株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | <br>田村 義則<br>(昭和32年1月6日生) | 昭和55年４月　社団法人日本証券業協会（現 日本証券業協会）入所<br>平成11年９月　太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所公開業務推進部長<br>平成12年６月　日本ファースト証券株式会社取締役<br>平成13年７月　当社入社顧問<br>平成13年８月　当社公開支援室長<br>平成13年11月　当社理事公開支援室長<br>平成16年８月　当社取締役公開支援室長<br>平成18年８月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究三部長<br>平成20年３月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究三部長兼CSR担当<br>平成21年４月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当<br>平成22年７月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究一部長兼CSR担当<br>平成23年２月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当<br>平成23年７月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当<br>平成25年７月　当社取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当（現任） | 6,875株 |
| 4 | <br>津田 晃<br>(昭和19年6月15日生) | 昭和43年４月　野村證券株式会社入社<br>昭和62年12月　同社取締役<br>平成元年６月　同社常務取締役<br>平成８年６月　同社代表取締役専務取締役<br>平成９年６月　日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社ジャフコ）代表取締役専務取締役<br>平成11年４月　同社代表取締役副社長<br>平成14年５月　野村インベスター・リレーションズ株式会社取締役会長<br>平成15年６月　同社執行役会長<br>平成17年６月　日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長<br>平成17年６月　日立キャピタル株式会社社外取締役（現任）<br>平成21年４月　日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役<br>平成21年６月　株式会社酉島製作所社外監査役（現任）<br>平成21年８月　当社取締役執行役員（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>日立キャピタル株式会社社外取締役<br>株式会社酉島製作所社外監査役 | 1,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | <br>清水寿二<br>(昭和25年9月14日生) | 昭和49年４月　東京証券取引所入所<br>平成14年６月　株式会社東京証券取引所執行役員<br>平成14年６月　株式会社日本証券クリアリング機構取締役（兼任）<br>平成15年６月　日本証券決済株式会社代表取締役社長（兼任）<br>平成18年６月　株式会社東京証券取引所常務執行役員<br>平成19年８月　株式会社東京証券取引所グループ常務執行役<br>平成20年８月　当社取締役（現任）<br>平成21年６月　株式会社日本商品清算機構社外取締役（現任）<br>平成25年６月　株式会社東京商品取引所社外取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社日本商品清算機構社外取締役<br>株式会社東京商品取引所社外取締役 | 0株 |
| 6 | <br>髙橋厚男<br>(昭和15年11月12日生) | 昭和39年４月　大蔵省（現 財務省）入省<br>昭和63年６月　銀行局総務課長<br>平成元年６月　東海財務局長<br>平成２年６月　近畿財務局長<br>平成３年６月　大臣官房審議官（銀行局担当）<br>平成５年６月　関税局長<br>平成６年７月　日本開発銀行理事<br>平成10年７月　日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任<br>平成16年４月　公認会計士・監査審査会委員<br>平成17年７月　財団法人日本証券経済研究所（現 公益財団法人日本証券経済研究所）理事長<br>平成19年11月　日本投資者保護基金理事長<br>平成22年８月　当社取締役（現任）<br>平成23年６月　公益財団法人日本証券経済研究所特別嘱託<br>平成24年６月　極東証券株式会社社外取締役（現任）<br>平成24年６月　藍澤證券株式会社社外取締役（現任）<br>平成25年６月　髙木証券株式会社社外監査役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>極東証券株式会社社外取締役<br>藍澤證券株式会社社外取締役<br>髙木証券株式会社社外監査役 | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 7 | <br>加島英一（かしまえいいち）<br>（昭和30年９月25日生） | 昭和63年２月　当社入社<br>平成９年10月　当社経理部長<br>平成10年９月　当社総務部長<br>平成16年９月　当社総合企画部長兼総務部長<br>平成18年８月　当社執行役員総務人事部長<br>平成21年７月　当社執行役員ディスクロージャー営業一部長<br>平成22年７月　当社執行役員ディスクロージャー＆IR営業二部長兼ディスクロージャー＆IR営業四部担当<br>平成25年７月　当社常務執行役員ディスクロージャー＆IR営業二部長（現任） | 7,150株 |

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清水寿二、髙橋厚男の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由および当社社外取締役としての在任期間は、以下のとおりであります。
(1) 清水寿二氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場において卓越した見識と幅広い経験を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。
(2) 髙橋厚男氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場および証券業界に関する豊富な経験、知見を有しており、その経歴等から、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。

**第２号議案**　補欠監査役１名選任の件

第74回定時株主総会において補欠監査役に選任された小西千秋氏より、本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏　　名<br>(生 年 月 日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---|---|---|
| 平松　朗<br>(ひらまつ　あきら)<br>(昭和32年１月26日生) | 平成21年７月　金融庁総務企画局企業開示課主任会計専門官<br>平成22年８月　当社ディスクロージャー研究一部担当部長<br>平成23年７月　当社執行役員ディスクロージャー研究一部長<br>平成25年７月　当社執行役員ディスクロージャー研究一部長兼ディスクロージャー情報センター担当兼総合ディスクロージャー研究所担当兼事務局長（現任） | 0株 |

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**第３号議案**　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役嶋田　博、山元和浩の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| 嶋田　博<br>(しまだ　ひろし) | 平成７年８月　当社取締役組版部長<br>平成10年８月　当社常務取締役<br>平成18年８月　当社取締役常務執行役員<br>平成25年７月　当社取締役<br>現在に至る |
| 山元　和浩<br>(やまもと　かずひろ) | 平成23年８月　当社取締役常務執行役員公開開発担当<br>平成25年７月　当社取締役<br>現在に至る |

**第４号議案**　当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成19年８月23日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、平成22年８月20日開催の当社第73回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、平成25年８月23日開催予定の当社第76回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向およびさまざまな議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、来る本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを、社外取締役２名を含む平成25年７月３日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本プランへの継続につきましては、社外監査役２名を含む監査役３名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

なお、本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームについて変更はございません。

つきましては、本プランの継続につきましてのご承認をお願いするものであります。

**第１　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社グループは、「ディスクロージャーのパイオニアとして、お得意様に感動していただける最善のサービスを提供し、社業の発展に努め、情報化社会に貢献する」ことを社訓とし、昭和27年の創業以来、証券取引法（現　金融商品取引法）、商法（現　会社法）等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー書類専門の印刷等の業務を行い、おかげさまで、その高い専門性および信頼性について社会的評価をいただいております。特に、当社の業務は、金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーという重要な事項に関わるものであり、その意味で、当社の社会的役割・使命もまた重要であり、この役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ企業価値の向上および株主の皆様の共同の利益の確保が実現されるものと考えております。このような当社の社会的役割を十分に認識したうえで、当社は、機密性または秘匿性の保持・確保、中立性の維持等当社の業務に特有の方針を徹底し、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の皆様の立場に立って企業価値を最大化することを目指しております。

当社は、創業者野村正道氏から引き継がれる当社グループの創業理念である「専門知識を生かして皆さんのお役に立ちたい」を忘れず、従業員一人ひとりが、当社の負っている社会的な責任の重要性を深く認識し、お得意様の信頼を獲得し、同時にお得意様のニーズに立った行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。その意味では、当社グループが株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値および株主の皆様の共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、ディスクロージャー関連業務をお任せいただくお客様を中心に、取引先、従業員等のステーク・ホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、かつ、お客様の信頼を確保することを前提に、これらのステーク・ホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが必要であり、このような経営方針こそが当社のディスクロージャーの分野における優位性を保つための

基本であると考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、それが、当社の有形無形の経営資源、特に、ディスクロージャー関連業務を当社に任されるお得意様からの信頼に与える影響を中心にステーク・ホルダーに与える種々の影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据え実施されている効果、当社グループの財務と業務の実情、その他当社の企業価値を構成する諸要因を十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記のような把握に基づいて、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

**第２　当社基本方針の実現に資する取組みについて**

当社は、証券取引委員会（現　金融庁）に勤務していた野村正道氏が、証券取引法（現　金融商品取引法）に基づく開示資料（有価証券届出書や目論見書）を「スピーディーに印刷して納める会社を作りたい。そうすれば喜んでもらえるのではないか。」とする理念に従い、戦後復興期の昭和27年に宝商会として創業したベンチャービジネスでありました。昭和35年には「宝印刷」として株式会社に改組しましたが、その創業の精神を昭和54年に社訓として定め、理念の共有化を図っております。また、株式公開を目指した昭和63年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社を取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配意した経営計画の必要性を感じ、平成10年に売上目標、ROE重視の利益目標、活動目標を骨子とする中期経営計画を策定し、以降、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加えるなど更新し、継続して中期経営計画を策定しております。中期経営計画の実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、社訓とともに、これに則した経営を展開し、売上高、ROEともに着実な成長を実現してまいりました。

一方で、当社は、機密性または秘匿性の高い企業のディスクロージャー書類の印刷等を専門とする会社でありますので、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、当社は平成12年６月にISOの品質規格（ISO9002：1994）認証を全社に先駆け、浮間工場において取得し、平成16年には全社において、品質規格（ISO9001：2000）ならびに環境規格（ISO14001：2004）認証を取得いたしました。

また、機密性または秘匿性の高い情報を扱うため、プライバシーマークの取得、ならびに情報セキュリティーに対応するための、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を範囲を限定して取得するとともに、世界的な環境問題に対する配慮から「森林認証」などの国際認証を取得したほか、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティングを取得するなど、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化し

て運用しております。

この体制を、当社の「CSR体制」と位置付け、社長がCSR推進委員長となり、CSR宣言を制定し、CSR経営を推進しております。

このような取組みにより、当社は、平成24年には創業60周年を迎え、一層の飛躍を図るべく努めているところでありますが、残念ながら、リーマンショックや欧州債務危機を起因とした世界経済の悪化以降、わが国経済ならびに株式市場の低迷に加え、新規上場会社数の大幅な落ち込みと統廃合等による上場会社数の減少や価格競争による製品単価の下落の影響等により、近年は、売上高および利益とも低迷し、株主の皆様にはご心配をおかけする結果となりました。

このような状況の改善に向け、現在、全社一丸となり、CSR経営を推進しつつ利益を確保し、情報管理の徹底、高品質の維持、地球環境の保全等に努め、株主の皆様に還元すべく適時適切な経営を進めております。

**第３　本プランの内容**

本プランは、前述した基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

1.　本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありませんが、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主の皆様の共同の利益を害することとなる場合がありうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止せんとするものであります。

また、平成25年５月31日現在における当社大株主の状況は、事業報告２.会社の株式に関する事項10頁のとおりです。同時点において、創業者野村正道氏ならびに当社役員およびその関係者による当社株式の保有比率は約10％でありますが、必ずしも将来の安定性を保証するものではありません。そのため、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を毀損する恐れがあるような大規模買付者から当社株式の大規模買付行為を受けた場合、事前の防衛策の備えが必要と考えております。なお、当社は現時点において、当社株式の大量買付行為に係る提案を受けておりません。

2.　本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①または②のいずれかにあたる買付（以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「その他の対抗措置」ということがあります。）を行うか否かを検討いたします。

①　当社が発行者である株券等（※１）について、保有者（※２）の株券等保有割合（※３）が20％以上となる買付

②　当社が発行者である株券等（※４）について、公開買付（※５）に係る株券等の株券等所有割合（※６）およびその特別関係者（※７）の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付

※１から※７の用語の意味につきましては、金融商品取引法（昭和23年４月13日法律第25号）に定義されているものに

従っております。

3. 本プランの発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものといたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。

なお、特別委員会の協議、交渉は、当社取締役会による買付者との協議、交渉を妨げるものではなく、当社取締役会は、必要があれば、企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、買付内容の改善等のために、別途買付者と協議、交渉を行うものといたします。

特別委員会の概要は、後記「第４　特別委員会」に記載のとおりです。

(2) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

① 買付者およびそのグループ（共同保有者（※８）、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）

② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）

③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。）

④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

⑥ 買付後における当社グループのお得意様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針

⑦ 買収提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性

⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性

⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

※８につきましては、金融商品取引法第27条の23第５項に定義されているものに従っております。

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると判断した場合、同委員会は、適宜合理的な回答期限を定めたうえ、買付者に対し、買付者の買付内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

買付説明書および追加して提出いただく情報については、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

(3) 特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対して、この買付説明書の受領後10営業日以内で同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を提示することを要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

(4) 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長60日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を（6）③により延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。その上で、特別委員会は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

(5) 株主に対する情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実とその概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を提示した事実とその概要、特別委員会検討期間の開始と終了の事実、その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

② 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします（※9）。

※9 ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までに、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で（ただし、30日間を限度として。）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものといたします。

(8) 株主総会の開催

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に際し、特別委員会から予め株主の皆様の意思を確認するために株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けた場合、または後述の「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に該当するか否か等、取締役会が善管注意義務に照らし株主の皆様に意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様にお諮りするため、株主総会を開催することができるものといたします。

4. 新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、前述の「3. 本プランの発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行います。

なお、本プランに基づく対抗措置を行うことが相当か否かの判断については、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

① 以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

a. 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者の利益を実現する経営を行うような行為

c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合

④ 要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付の当社のお得意様との関係に与える影響、買付後における当社のお得意様、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

**第４　特別委員会**

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があると認められる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客観性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は３名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、別紙１「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員の委員候補者の氏名および略歴は別紙２「特別委員会委員の候補者」のとおりです。

**第５　本新株予約権の概要**

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、（イ）一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および（ロ）当社が当該買付者等以外の者から当社株式１株と引き換えに新株予約権１個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有する株式１株につき新株予約権１個の割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

本新株予約権の詳細については、別紙３「新株予約権の要項」をご参照ください。

**第６　本プランの株主総会での承認**

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様によりご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

**第７　本プランの有効期間、廃止および変更**

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、平成28年５月期の定時株主総会の終結の時までの約３年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において株主の皆様の過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことができます。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

**第８　本プランの合理性**

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年５月27日　経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年６月30日　企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

1. 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様により、その基本的考え方をご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は約３年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は１年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、１年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

5. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

**第９　株主の皆様への影響**

1. 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式１株につき１個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙３「新株予約権の要項　2.（4）新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様に当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生後においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

以　上

## 別紙１

# 特別委員会規則

**第１条**　この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。

**第２条**　特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。

**第３条**　特別委員会の委員は３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1. または2. の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

1. 当社社外取締役
2. 当社社外監査役
3. 前各号に定める者以外の社外の有識者

**第４条**　特別委員会委員の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

②　前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

**第５条**　特別委員会は、次の各号に記載される事項について取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたって、会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

②　取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

③　第１項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
3. 特別委員会検討期間の設定および延長
4. 買付者の買付の内容の精査・検討
5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討

7. 本対応策の修正または変更に係る承認
8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

**第6条** 特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

② 特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

**第7条** 特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。

② 特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に対する代替案の提示を行うものとする。

**第8条** 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役会に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

**第9条** 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

**第10条** 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

**第11条** 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

## 別紙２

# 特別委員会委員の候補者

**中村　信男（なかむら　のぶお）**

平成３年４月　愛知学院大学法学部専任講師
平成６年４月　早稲田大学商学部専任講師
平成８年４月　早稲田大学商学部助教授
平成13年４月　早稲田大学商学部教授（企業法担当）（現任）
平成16年３月　ロンドン大学高等法律研究所訪問研究員
平成17年４月　早稲田大学大学院会計研究科兼担教員（企業法Ⅰ担当）（現任）
平成17年９月　日弁連法務研究財団研究助成「企業の内部統制システム認証制度研究会」研究員
平成19年８月　当社社外取締役就任
平成20年８月　当社社外取締役退任
平成24年７月　一般社団法人日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター紛争解決委員（現任）
平成25年３月　独立行政法人日本貿易振興機構　契約監視委員会委員・委員長（現任）
平成25年４月　立教大学経済学部非常勤講師（企業法１・企業法２担当）（現任）
平成25年４月　日本大学大学院法務研究科非常勤講師（商法担当）（現任）
平成25年４月　独立行政法人日本貿易保険　契約監視委員会委員・委員長（現任）

**山上　大介（やまがみ　だいすけ）**

昭和50年11月　等松・青木監査法人（現　有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所
昭和56年９月　公認会計士登録
昭和59年11月　トゥウシュ・ロス会計事務所（トロント市、等松・青木監査法人提携先）へ派遣
昭和63年３月　等松・青木監査法人ニューヨーク事務所勤務（平成５年８月帰国、東京事務所勤務）
平成２年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）社員登録
平成12年８月　山上公認会計士事務所開設（現任）
平成13年３月　株式会社小田原エンジニアリング社外監査役（現任）
平成13年６月　日本特殊塗料株式会社社外監査役（現任）
平成15年８月　当社社外監査役就任（現任）

**髙橋　厚男（たかはし　あつお）**

昭和39年４月　大蔵省（現　財務省）入省
昭和63年６月　銀行局総務課長
平成元年６月　東海財務局長
平成２年６月　近畿財務局長
平成３年６月　大臣官房審議官（銀行局担当）
平成５年６月　関税局長
平成６年７月　日本開発銀行理事
平成10年７月　日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任
平成16年４月　公認会計士・監査審査会委員
平成17年７月　財団法人日本証券経済研究所（現　公益財団法人日本証券経済研究所）理事長
平成19年11月　日本投資者保護基金理事長
平成22年８月　当社社外取締役就任（現任）
平成23年６月　公益財団法人日本証券経済研究所特別嘱託
平成24年６月　極東証券株式会社社外取締役（現任）
平成24年６月　藍澤證券株式会社社外取締役（現任）
平成25年６月　髙木証券株式会社社外監査役（現任）

以　上

## 別紙３

# 新株予約権の要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 割当て対象株主

当社取締役会が定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載または記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権を割当てる。

(2) 新株予約権の内容および数

後記2. の内容を含む新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において、割当て基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が有する自己株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、１株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金１円以上で時価の50％相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額とする。なお、ここでいう「時価」とは、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）を初日として１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、後記(7)により当社が新株予約権を取得する場合、その取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

① 以下のいずれかに該当する者は、新株予約権を行使することができない。

（イ）特定大量保有者（※１）

（ロ）特定大量保有者の共同保有者（※２）

（ハ）特定大量買付者（※３）

（ニ）特定大量買付者の特別関係者（※４）

（ホ）（イ）ないし（ニ）に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

（ヘ）（イ）ないし（ホ）に該当する者の関連者（※５）

※１ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第４項に定義される。）が20％以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

※２ 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共

同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

※３ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の２第６項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項に定義される。以下本※３において同じ。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第３項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20％以上となる者をいう。

※４ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に定義される者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第１項で定める者を除く。

※５ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条に定義される。）をいう。

② 上記①にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

（イ）当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義される。）または当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第５項に定義される。）

（ロ）当社取締役会が、当社を支配する意図がなく上記①（イ）の特定大量保有者に該当することになった者であると認めた者であって、かつ、上記①（イ）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記①（イ）の特定大量保有者に該当しなくなった者

（ハ）当社取締役会が、当社による自己株式の取得等の理由により、自己の意思によることなく、上記①（イ）の特定大量保有者に該当することになった者であると認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

（ニ）当社取締役会が、その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益に反しないと認めた者（当社取締役会が上記①（イ）ないし（ヘ）に該当すると認めた者についても、当社取締役会は当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に反しないと認めることができる。また、一定の条件のもとに当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができる。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるにあたり当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会はこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合（以下「準拠法行使禁止事由」という。）、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、（イ）自らが米国1933年（昭和８年）証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ、（ロ）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ、事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または

充足することが必要とされる米国1933年（昭和８年）証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が本④（イ）および（ロ）を充足しても米国証券法上、適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

⑤　新株予約権者は、当社に対し、自らが上記①（イ）ないし（ヘ）のいずれにも該当せず、かつ、上記①（イ）ないし（ヘ）に該当する者のために行使しようとしている者ではないことおよび新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

⑥　新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わない。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

①　新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

②　新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（4）③および④により新株予約権を行使することができない者（上記(4)①により新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して本（6）①の承認をするか否かの決定をするものとする。

（イ）当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（本（6）（ロ）ないし（ニ）に関する表明・保証条項・補償条項その他当社が定める記載事項を含む。）が提出されているか否か

（ロ）譲渡人および譲受人が上記（4）①の（イ）ないし（ヘ）のいずれにも該当しないことが明らかであるか否か

（ハ）譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者でないことが明らかであるか否か

（ニ）譲受人が上記（4）①の規定により新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかであるか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記（4）①により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得して、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、当社は、当社取締役会が、かかる取得がなされた日より後に、上記（4）①により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者が有している当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権全てを取得して、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成25年７月３日現在施行されている規定を前提としているものである。同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記に定める条項ないし用語の意義等を、適宜、合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以　上

# ご 参 考

当社の事業内容をさらにご理解いただきたく、本定時株主総会招集ご通知に記載の主な専門的な用語につきまして解説させていただきます。

## 用語解説

**【ディスクロージャー】**

制度開示と任意開示に分類されます。制度開示は、金融商品取引法や会社法に基づき上場企業等に企業情報や財務情報等の開示が義務付けられるものであり、投資者の保護や資本市場の公正性の確保をその目的としています。一方、任意開示は、上場企業が自主的に開示を行うものであり、IR活動やSR活動の一環として位置付けられます。

**【金融商品取引法】**

証券市場における有価証券の発行・売買その他の取引について規定した法律です。この法律の目的は、第１条に定められており、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行および金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展および投資者の保護に資することにあります。

当社の金融商品取引法関連製品区分において、流通市場における開示書類として「有価証券報告書」「四半期報告書」等、発行市場における開示書類として「有価証券届出書」「目論見書」等、その他上場申請に係る各種書類が主な製品です。

**【会社法】**

現在の会社法は従前の商法（会社編）、有限会社法、商法特例法等を統合し再編され平成18年５月１日から施行された法律であり、会社の設立、組織、運営および管理について定めています。

当社の会社法関連製品区分において、特に会社法の中の株主総会に関連する「株主総会招集通知」「決議通知」「配当金関係書類」が主な製品です。

**【ファイナンス】**

一般的には企業の資金調達のことをいいます。ファイナンスの主なものは、株式を発行して資金調達を行うエクイティファイナンス、借入や社債の発行等の負債による資金調達を行うデットファイナンスがあります。

**【目論見書】**

株式、社債、投資信託など有価証券の募集または売出等を行う際に、発行者の情報や有価証券の内容を投資者に直接開示するための文書で、投資者の投資判断に資するものです。

**【有価証券報告書】**

上場企業等は、企業の概況、事業の状況等の自社の情報を継続的に開示するために毎年作成し提出することを義務付けられています。有価証券の公正な取引や投資者の保護を目的とするもので、事業年度終了後３か月以内に金融庁から行政サービスの一環として提供されているシステムのEDINETで内閣総理大臣から権限の委任を受けた財務（支）局長に提出することとされています。

**【四半期報告書】**

有価証券報告書を提出しなければならない企業のうち、上場会社等でその事業年度が３か月を超える場合に、当該事業年度の期間を３か月ごとに区分した期間ごとに、企業の概況、事業の状況等の自社の情報を記載して毎四半期末から45日以内にEDINETで提出することとされています。

**【EDINET（エディネット）】**

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略称で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことです。

従来、紙媒体で提出されていた有価証券報告書等の開示書類を電子データで受理・公開することにより、利用者・作成者の利便性が向上しました。

EDINETに提出された有価証券報告書等の開示書類は、インターネット上において誰でも閲覧することが可能です。開示書類は、セキュリティの確保や、検索の利便性のため、所定のデータ形式で作成しなければなりません。

なお、現行EDINETは次世代EDINETに移行する予定であり、現在、稼働開始に向けての準備が進められています。

**【XBRL（エックスビーアールエル）】**

eXtensible Business Reporting Languageの略称で、各種の財務報告書類についてその流通、利用の標準化を図るためXML（eXtensible Markup Language）を基礎に開発されたビジネスレポート作成用のコンピュータ言語です。財務諸表の作成にこの言語を導入することによって、財務情報の利用者サイドの利便性が飛躍的に向上します。なお、EDINETにおけるXBRLでの提出（財務諸表本体部分）は、平成20年４月以降開始する事業年度から行われていますが、次世代EDINETにおいては、XBRLの適用される範囲が拡大（定性情報を含む提出書類全文）されます。

**【SR（シェアホルダー・リレーションズ）】**

Shareholder Relationsの略称で、主に上場企業と既存株主との良好な関係構築を意味します。上場企業は、株主構成などによってさまざまなSR活動を行っています。

**【IR（インベスター・リレーションズ）】**

Investor Relationsの略称で、主に上場企業と投資家との良好な関係構築を意味します。多くの上場企業は、株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時、公平に、継続して提供するため、事業報告書、株主通信、アニュアル・レポート等を作成するほか、個人投資家のための説明会や工場・施設等の見学会の開催、機関投資家訪問などのIR活動を行っています。

当社のIR関連製品区分において、「株主通信（事業報告書）」「ディスクロージャー誌」「アニュアル・レポート」「CSR報告書」等が主な製品です。

**【独立役員】**

東京証券取引所を始めとする金融商品取引所が、コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化のため、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役」を１名以上確保するよう上場規則に基づき上場会社に義務付けているものであります。

当社の場合、現任の全ての社外取締役および社外監査役は独立役員の条件を満たしていますので、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

以 上

メ モ

# 宝印刷株式会社
# 株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
　　ホテルメトロポリタン ３階　富士の間
　　電話（03）3980－1111
日　時　　平成25年８月23日(金曜日）午前10時
　　(受付開始　午前９時)

## 池袋駅から会場までのご案内

■ **西　口（徒歩約３分）**
東武百貨店の前（地下１階、中央通路）の階段またはエスカレーターで１階へ。
左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。

■ **南　口（徒歩約２分）**
有楽町線の改札前（地下１階、南通路）のエスカレーターで１階へ。
メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

■ **JR線メトロポリタン口（徒歩約１分）**
JR線改札（２階）を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み
エスカレーターまたは階段で１階へ（ご利用可能時間は午前７時30分から午後９時まで)。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK